

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		作業基準適合命令等（特定粉じん排出等作業）
根拠条例・規則等名		大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
条 項		第18条の21
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課（電話：048-829-1330）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場 合はその理 由）	<p>特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるとき。</p> <p>一時停止命令については、緊急性を要する等、現に生じ又は生ずると認める周辺環境への被害を改善又は防止する方法が一時停止命令以外にないとき。</p>
	設定等年月日	平成15年4月1日設定 令和3年4月1日最終改正
備 考		